

西中洲地区 景観誘導街づくり計画

～都心の喧騒を忘れ
天神ビッグバンの奥座敷へといざなう
情緒ある路地空間づくり～



平成30年10月

(令和7年2月改訂)

西中洲地区街づくり協議会

目次

1. 景観づくり計画策定の目的	P 1
2. 西中洲地区の現状と課題	P 2
(1) 地区の強み	
(2) 地区の景観づくりにあたっての課題	
3. 景観づくりの基本理念と取組みの方向性	P 4
4. 特定まちづくりルール	P 6
(1) 協議対象行為	
(2) 特定まちづくりルールを適用する沿道空間	
(3) ルールについて（取組み方針）	
5. ルールの運用	P 12
(1) ルールの運用体制	
(2) 事前協議の流れ	
6. 景観まちづくりの実現に向けた地域の取組み	P 14
7. 景観まちづくり計画策定の経緯	P 15
協議行為等の様式	P 16

西中洲地区景観街づくり計画について

「西中洲地区景観誘導街づくり計画」は福岡市地域まちづくり推進要綱に基づき作成され、福岡市に登録された計画です。

西中洲地区内で協議対象行為（P 6）を行う場合は、本計画を尊重していただき、特定まちづくりルールを守った計画とするとともに、計画立案の初期の段階から西中洲地区街づくり協議会との事前協議を行うよう宜しくお願いいたします。

1. 景観づくり計画策定の目的

西中洲地区は、昔から情緒・趣のある風情を有した街として発展し、平成16年5月には、地域の皆様の大変な努力と協力により建築協定を締結し、良好な環境づくりに取り組んでまいりました。また、当地区は天神地区・博多駅地区を結ぶ都心の回遊軸と、福岡市が進める「天神ビッグバン」のエリアが交わる重要な場所に位置しています。

このような中、当地区の個性を活かしたより良いまちづくりを推進するため、天神ビッグバンの奥座敷として、地域が目指す景観づくりの基本理念と、沿道景観づくりに関する取組みを共有し、協力して景観づくりに取り組むための指針となる「西中洲地区 景観誘導街づくり計画」を策定します。

■西中洲地区の位置



■対象区域



2. 西中洲地区の現状と課題

景観まちづくりに取り組むにあたっての、西中洲地区の現状・課題は次の通りです。

(1) 西中洲地区の現状

① 大人の街・隠れ家的な飲食店・通の街としての評価が定着している

- ・ 地区内には飲食店が数多く立地しており、老舗料理店も少なくない。那珂川対岸の中洲のような歓楽街と違って落ち着いた大人の街という特色を持つ。
- ・ 食通好みの名店も多く、料亭、日本料理、寿司、フレンチ、イタリアン、バー、居酒屋など多様な店舗が建ち並び、市内でも食通の街として評価が定着している。

② 天神地区と博多駅地区をつなぐ位置にあり回遊が期待できる。

- ・ 西中洲地区は、都心部の核となる天神地区と博多駅地区を繋ぐ位置にあり、両地区へのアクセスの良さなどから観光客を始め多くの人の回遊が期待できる。

③ 春吉橋の架け替えや水上公園の再整備等により、

地区周辺に天神地区と博多駅地区をつなぐ新たな賑わい空間が生まれる。

- ・ 水上公園では、水辺のロケーションを活かしたカフェ等が出店するシンボリックな建物が立地し、年間を通して賑わいを創出するイベントが開催される
- ・ 春吉橋の架け替えに伴い、通常は撤去することになるう回路橋を永久橋として建設し、「福岡の顔」となる賑わい空間が計画されている

④ 地下鉄七隈線延伸により東側からもアクセスしやすくなる

⑤ 那珂川・天神中央公園に面しており、景観・環境に恵まれている

⑥ 商業地区では全国初となる特定業種を制限する建築協定が締結されている



水上公園（福岡市 HP より）



春吉橋賑わい空間のイメージ
(国土交通省HPより)



地下鉄七隈線延伸（新駅設置）

(2) 西中洲地区のまちづくりにあたっての課題

- ① 駐車場、住宅、飲食店が混在し、統一された通りの景観が形成されていない
- ② 昼間の景観が雑多である
- ③ 照明の色や明るさに統一感がなく通りの雰囲気演出できていない
- ④ 建物等と一体感のないセットバック空間が見受けられる
- ⑤ 舗装の補修跡などが残るなど老朽化した道路となっている
- ⑥ 通りの景観を阻害する駐輪がなされている
- ⑦ 室外機、自動販売機、ゴミ置き場などが通りの景観を阻害している



統一感のない景観(多用途の混在)



照明の色の統一感がない



建物等と一体感のないセットバック空間



駐輪が通りの景観を阻害

3. 景観づくりの基本理念と取組みの方向性

西中洲地区は、古くから都心部天神地区に隣接する歴史・文化等を背景に、老舗や新規店舗など個々の魅力と個性を磨きながら、ヒューマンスケールの路地裏景観を生み出しています。

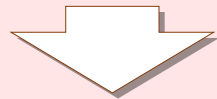
今後、西中洲地区において、より魅力ある景観づくりを進めていくためには、住民はもとより、飲食店を経営する人、働く人等がそれぞれの役割を果たす必要があることから、本計画の基本理念と取組みの方向性を以下のとおり定め、共働・連携して取り組む必要があります。

都心の喧噪を忘れ

天神ビッグバンの奥座敷へといざなう

情緒ある路地空間づくり

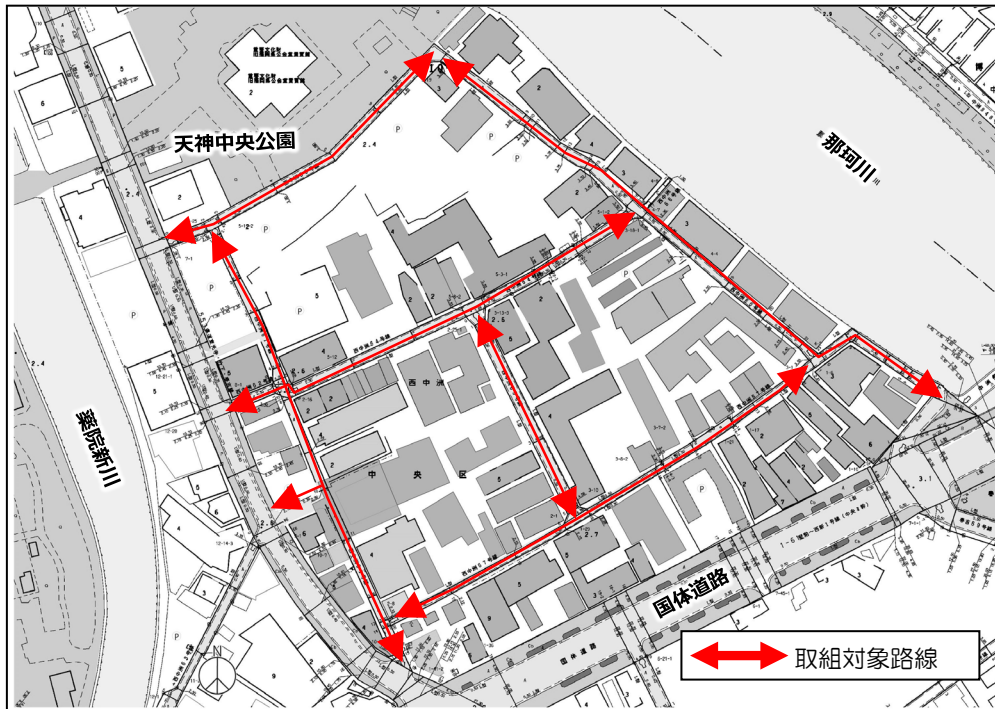
- 通りの多様な建物・店舗等と調和しつつ、しっとりとした情緒と落ち着きを感じる空間デザイン
- 隣接する公園・河川・大通りから奥にいざない、ヒューマンスケールの路地空間を楽しめる回遊ルートづくり
- 個々の魅力や個性を磨きながらも、一定の統一感を持つ、街並み形成と地区全体としての「西中洲ブランド」の醸成
- 照明等で演出され、非日常を感じさせる空間に大人が集う、夜の魅力づくり



【取組みの方向性】

- A) 夜も昼も楽しめる通りの景観づくり
- B) 快適でヒューマンスケールな路地空間づくり
- C) 個々の魅力・個性と西中洲地区のブランド力向上

西中洲地区の景観づくりイメージ



一定程度の統一感をもつ
暖色系の照明等による空間の創出

室外機や駐車場等の修景

植栽や暖簾による
景観へのアクセント



セットバック

道路空間

個々の店舗の個性を活かしつつ
道路空間と調和した民有地内の舗装

4. 特定まちづくりルールによる沿道空間の高質化

建築物の新築等を行う場合、建築主の意思に関わらず、その建築物はまちなみを構成する一部となり、隣接した建築物、周辺街区、ひいては西中洲地区のまちなみの印象に大きな影響を与えます。

基本理念に掲げる景観づくりの将来像を実現するためには、通りに面したすべての敷地における建築主・事業者等がまち並み景観を考慮した取り組みを行うことが重要です。

私たちは、「3. 景観づくりの基本理念と取組みの方向性」に基づき、セットバック空間、沿道建築物等に関する基準や配慮事項を「特定まちづくりルール」にまとめました。

このルールは、西中洲地区の魅力の強化と新たな魅力づくりをするために定めたものであり、新たな開発・新築等を制限するものではありません。まちの機能や景観が適切に更新され、継続的に「西中洲ブランド」の醸成が進むようにするためには、地区のみなさんが景観づくりの方向性を踏まえ、まちづくりに取り組んでいくことが必要です。

今後、地区内で新築・増改築・工作物等の設置を予定している建築主・事業者においても、以上の趣旨をご理解のうえ、「特定まちづくりルール」へご協力をお願いします。

(1) 協議対象行為

事前協議を行う協議対象行為は下記のとおりです。事前協議の進め方は「5. ルールの運用」で後述しますのでご参照ください。また、協議対象行為に該当しないゴミの出し方等の日常的な通りの景観づくりについてもルールを定めていますので、配慮いただきますようお願いいたします。

協議対象行為

①建築物の新築、増築、改築、移転、用途の変更

- ・新築、増築、改築、移転、用途の変更といった建築確認申請を伴うもの

②まちなみ景観に影響を与える用途の変更

- ・建築確認申請を伴わない用途の変更で、まちなみ景観に影響を与えるもの

③工作物の築造・屋外広告物の設置・変更・改造

- ・建物に付随する門、塀、および建築基準法上の工作物（広告塔など）を築造する場合
- ・屋外広告物を表示する場合
- ・工作物・屋外広告物の変更・改造を行う場合

(2) 特定まちづくりルールを適用する沿道空間について

特定まちづくりルールの内容は、景観づくりの基本理念「都心の喧騒を忘れ 天神ビッグバンの奥座敷へといざなう情緒ある路地空間づくり」のもと策定しております。地区の外周に接する大きな道幅の通り沿いについては、ルール適用の対象外とします。

図 ルール適用の沿道空間



(3) ルールについて（取組方針）

特定まちづくりルールは、「Ⅰ：守るべき基準」と「Ⅱ：計画に取り入れてほしい配慮事項」の2つで構成し、対象敷地を含む地区全体の景観まちづくりを進めるため、建築物の新築や増改築等の協議対象行為について、ルールに適合した計画となっているか事前協議を行います。

Ⅰ：守るべき基準（定性的基準）

⇒西中洲地区の基本理念に掲げる景観づくりを実現するにあたり重要な基準

Ⅱ：計画に取り入れてほしい配慮事項

⇒より優れた景観形成を進めるにあたり導入が望まれる事項

（具体的な取り組み内容が分かりやすいように事例集を準備しておりますので、ご相談ください。）

①民有地の舗装・床材

石畳等により高質化された道路空間や沿道景観と調和するような床材を使用しましょう

西中洲地区は、情緒ある路地空間を創出するため、行政による道路空間の高質化が進められています。

- 床材は、高質化された道路空間と調和するような素材や色を用い、デザインの工夫をしましょう。【Ⅰ】
- ×単なるアスファルト舗装やコンクリート舗装は避けましょう。【Ⅰ】
- 可能な限り、自然石や玉砂利、煉瓦、タイル等の素材を使用しましょう。【Ⅱ】

②夜間の照明

大人の街・情緒ある夜の路地空間づくりのため、暖色系の照明や明るすぎない照明を採用しましょう。

通りの街灯をはじめ、店先の照明や看板照明など蛍光灯色が多く使用されています。通りの灯りは、夜間の防犯性や交通安全性の向上だけでなく、通りの雰囲気づくりや歩行者に親近感を加える大きな役割を果たします。

- 情緒ある路地空間づくりのため、暖色系の照明としましょう。【Ⅰ】
- ×落ち着いた通りの景観を阻害するような明るすぎる照明は避けましょう。【Ⅰ】
- ×店先の照明は蛍光灯色は極力避けましょう。【Ⅰ】
- 間接照明などを使用するなど、照明による店先の雰囲気づくりを演出しましょう。【Ⅱ】
- 通りの雰囲気づくりや足元の安心感を高める照度確保のため、灯籠スタンド等を設置しましょう。【Ⅱ】

③看板・植栽

通りの景観にアクセントを与えるため、沿道空間は看板による演出や植栽による修景をしましょう。

西中洲地区は、老舗から新規店舗まで個性豊かなお店が軒を並べ、大人の街・隠れ家的な飲食店・通の街として評価されています。

- 各店舗の個性を活かした看板や緑を設置しましょう。【Ⅰ】
- ×看板は、原色系の派手なもの、大きすぎるもの、のぼり旗、電光掲示板や点滅する看板は避けましょう。【Ⅰ】
- 看板は、壁面設置か又は敷地内への置き看板にしましょう。【Ⅱ】
- 植栽の配置により通りの景観に緑のアクセントを与えましょう。【Ⅱ】

④室外機・自動販売機・ゴミ箱・駐車場・駐輪場などの修景

通りの景観を阻害しないよう室外機・自動販売機・ゴミ置き場・駐車場・駐輪場などの修景に配慮しましょう。また、昼に訪れた人に悪い印象を与えないよう、夜の準備の食材箱やタオル干しなどに配慮しましょう。

通りの景観は道路空間、セットバック空間、沿道建物とともに、室外機、自動販売機、ゴミ置き場、駐車場、駐輪場などの修景も落ち着きある路地空間の景観を形成する重要な要素です。

- 室外機やゴミ置き場などは竹や木材など通りの景観を阻害しない材質や色で目隠しするなど修景しましょう。【Ⅰ】
- 通りに面した駐車場や駐輪場は竹柵や生け垣、板塀等で目隠しするなど連続的な通りの景観を分断しないようにしましょう。【Ⅰ】

⑤建物壁面等の位置

路地感を守るため、セットバック（壁面後退の位置）は大きすぎないようにしましょう。

西中洲地区は、幅員4mほどの通りに低層の店舗が面しており、路地裏感のある落ち着いた雰囲気醸し出しています。

- セットバックは建築基準法等により必要となる道路中心から2mを原則としましょう。【Ⅰ】
- やむを得ず大きなセットバックが必要となる場合においては、路地感を守るため隣接の壁面位置に合わせ、沿道景観と調和する生垣・植栽等を配置しましょう。【Ⅱ】

⑥建物の外装：建物正面の景観

各店舗の創意工夫を基本としながら最低限のルールに沿って各店舗等が外装・内装の魅力を高めましょう。

西中洲地区では、必要最低限のルールのなかで通りの一体感を感じさせながら、多様な魅力ある街を創出するため、それぞれの店舗の創意工夫を基本としながら最低限のルールに沿って各店舗等が外装・内装を高めることが重要です。

- 情緒ある路地空間に調和したデザインの工夫をしましょう。【Ⅰ】
- ×原色系を多用し、派手なデザインにならないようにしましょう。【Ⅰ】

⑦建物の外装：裏側・横側・2階部分の景観配慮

昼光下でも建物が美しく見えるよう壁の色に配慮し、通りの雰囲気をも高めるため、2階部分や横側・裏側の見栄えにも配慮しましょう。

昼間の景観は、建物の壁の色やデザイン、2階部分もまち並みの景観を形成する重要な要素です。

○建物の横・裏側についても、通りの景観を演出する落ち着いた色やデザインで工夫しましょう。【Ⅰ】

×建物の横・裏側の壁の色などは原色系を使用するのは避けましょう。【Ⅰ】

○2階部分は簾などで目隠しするなど見栄えに配慮しましょう。【Ⅱ】

⑧人だまりの確保

通りに変化とゆとりを与えるため、玄関などの人だまりの確保に努めましょう。

地区への来街者が快適に回遊でき、通りに変化とゆとりも与える空間づくりとして、店先に人だまりを確保することも有効です。

○通りの路地感を損なわない範囲で、通りに変化を与えるよう玄関などに人だまりを確保しましょう。【Ⅱ】

⑨通り抜け通路

まちの回遊性を高めるため、敷地内での通り抜け通路の確保に努めましょう。

敷地内での通り抜け通路を確保することで、主要な通りと通りを繋ぐことで、隠れ家的雰囲気や変化にとんだ回遊を楽しむことができます。

○通り抜け通路の確保に努めましょう。【Ⅱ】

⑩公園・河川を活かす

西中洲の立地特性を活かすため、隣接する公園・河川等を活かした店舗づくりを行いましょ。

西中洲地区は、天神中央公園や那珂川に隣接しており、那珂川を挟んで中洲の夜景を楽しむことができます。公園や河川等の眺望を活かした店舗づくりだけでなく、人通りの多い公園や河川側からの景観形成にも大きな役割を果たしています。

○河川や公園の景観を楽しみながら飲食できる内装デザインにしましょう。【Ⅱ】

○公園・河川側に、路地感に配慮しつつテラスなど開放感ある空間の確保に努めましょう。【Ⅱ】

◆Topics◆

西中洲地区では特定まちづくりルールのほかにも多様な取り組みを推奨しています。

西中洲ブランドの醸成

西中洲地区のブランド力を強化するため「西中洲〇〇通り〇〇〇」等と表示するよう努めるとともに、西中洲の店舗マップを各店舗に備えましょう。

地区への親近感やブランド力の強化のためには、通り名称や地区名のPRなどをうまくまちの景観づくりに取り込むことが重要です。

- 暖簾や看板等への西中洲や通り名称を明記し、地区のブランド力を高めましょう。
- 訪れた人が歩きやすいよう通り名称プレート等を敷地内や建物壁面等設置しましょう。
- 観光客向けに作成した店舗マップを備えましょう。

来街者への対応

多様な来街者に対応できるよう、価格と写真でわかるメニューを店先に掲示するとともに、外国語表記も検討するよう努めましょう。

- 外国人など多様な来街者に対応できるようおもてなしの心に努めましょう。
- 外国人観光客にわかりやすいメニューの店先掲示に努めましょう。

日常生活のルール

セットバック空間には通行や通りの景観を阻害することのないよう、物を置かないようにしましょう。

西中洲地区は、限られた道路空間のなかで必要最低限のセットバック空間を確保し、情緒あるヒューマンスケールの路地空間の形成を目指しています。

- ×ゴミ袋などで通りの景観を阻害しないようにしましょう。
- ×自転車やバイクなど歩行者の通行の妨げになる物を置かないようにしましょう。

5. ルールの運用

(1) ルールの運用体制

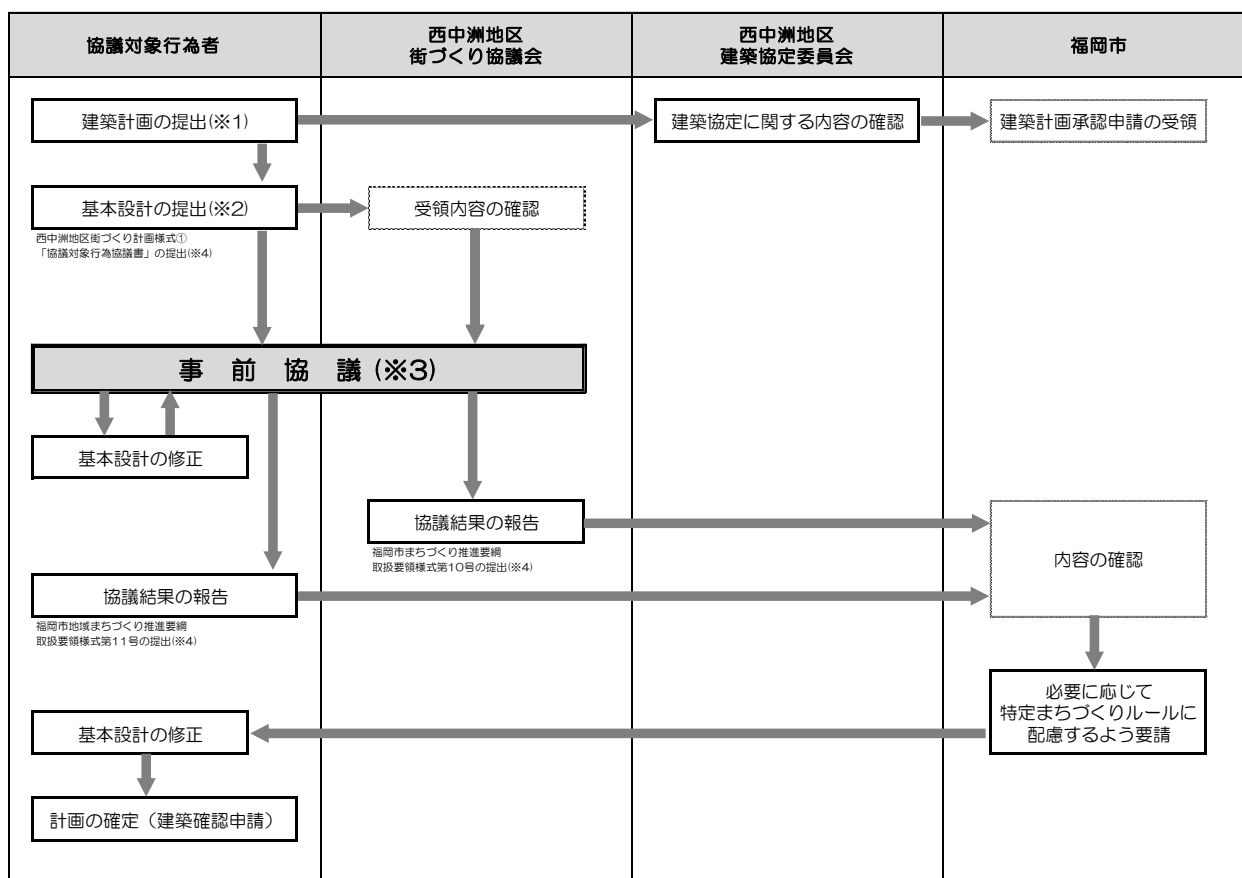
ルールの運用は、西中洲地区まちづくり協議会が中心となって行います。事前協議の内容は、西中洲地区まちづくり協議会、協議対象行為者の双方から福岡市へ報告する必要があります。報告内容により福岡市役所が必要と判断した場合は、協議対象行為者に対し、特定まちづくりルールに配慮するよう要請がなされます。

また、次のページに示す範囲内は、建築協定区域内でもあるため、並行して建築協定に係る必要な協議・手続きについて別途ご案内いたします。

(2) 事前協議の流れ

下図に示すとおり、協議対象行為と事前協議の流れを確認の上、建築計画を立ててください。下図に、事前協議の流れを記載します。

図-事前協議の流れ



※1 建築協定区域ではない場合は不要です。

※2 事前協議を円滑に進めるために、基本設計は早期に提出してください。

※3 西中洲地区街づくり協議会が窓口となり事前協議を行いますが、経過状況については、必要に応じて福岡市に報告します。

※4 西中洲地区街づくり計画様式①、福岡市地域まちづくり推進要綱取扱要領様式第10号及び第11号は、巻末P19～P23を参照。

※ 実施設計や施工中にルールに関する変更が生じた場合は、西中洲地区街づくり協議会と協議してください。

付近見取り図



西中洲地区建築協定 配置図

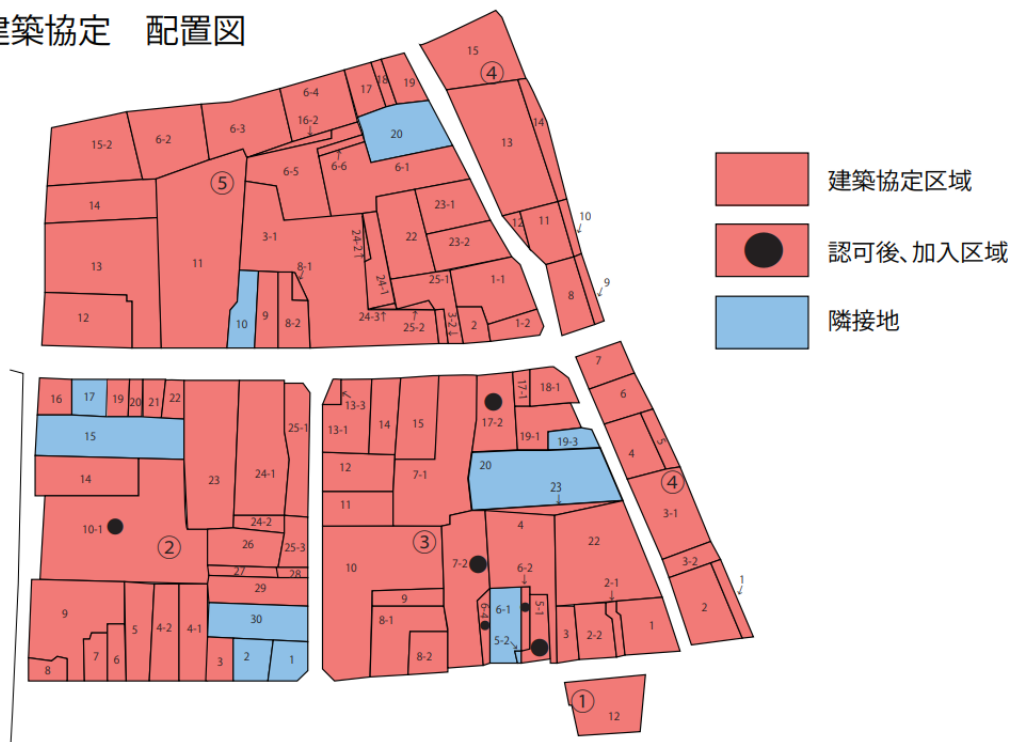


図-建築協定区域 (R6 年変更後)

6. 景観まちづくりの実現に向けた地域の取組み

西中洲まちづくり協議会では、景観まちづくりの実現に向けて、道路沿道の建築物や工作物等を対象とした「特定まちづくりルール」の運用による「まちなみづくり」の活動に中心的に取り組むのに加え、道路空間と一体的に地区の魅力を創出する活動や、観光客などたくさんの方が集まって賑わいを演出する活動などに取り組めます。

また、今後の社会情勢や地域の変化、周辺まちづくりに対応して新たに必要となる活動にも福岡市と連携しながら積極的に取り組めます。

○日常的な通りの景観づくり

- ・特定まちづくりルールの運用のほか、ゴミ出しのルール等の日常生活に係るルールの周知や要請、打ち水や灯籠設置などの呼びかけを行います。

○地区のまち歩き Map の作成

- ・通りの名称が定まると、まちの回遊が分かりやすくなるだけでなく、地区への愛着も増す効果があります。
- ・まちに訪れたいくなるようなまち歩き Map を作成します。

○飲食イベント（バル、飲み歩きなど）等の開催

- ・地区の魅力向上を契機としたまちの集客力アップを図るため、飲食店の多い地区特性を活かし、飲食イベントを定期的で開催します。

既存イベントの共働開催

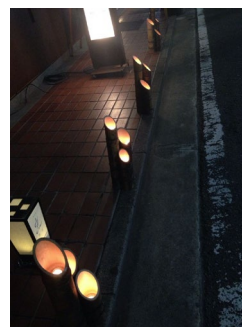
- ・灯明まつり
- ・福博花しるべ・バルウォーク福岡
- ・福岡水打ち大作戦
- ・中洲まつり、中洲JAZZ など

地区独自の定期的イベントの開催

- ・地区の魅力を知るイベント(バル、はしご酒)
- ・通りの景観を演出するイベント(着物・浴衣でまち歩き、風鈴まつりなど)
- ・菅原神社、福德稻荷神社、秋葉神社に関連する祭事・祭り など



菅原神社、福德稻荷神社、秋葉神社



灯明まつり

7. 景観まちづくり計画策定の経緯

以下に、地域まちづくり計画策定に関する経緯をまとめます。

■地域まちづくり計画策定の経緯

時 期	取 り 組 み
平成16年 5月	西中洲地区建築協定書の締結（平成16年5月～平成25年4月）
平成25年 4月	西中洲地区建築協定書の延長（平成25年5月～平成34年4月）
平成28年 2月	第1回まちづくり勉強会（まちづくりコンセプトについて意見交換）
7月	第2回まちづくり勉強会（沿道空間イメージについて意見交換）
8月	第3回まちづくり勉強会（西中洲地区の強みと課題を抽出）
9月	第4回まちづくり勉強会（景観づくりの基本理念や目標について意見交換）
10月	第5回まちづくり勉強会（景観誘導ガイドラインについて意見交換）
11月	沿道景観づくりに関する説明会を開催（2回開催）
12月	第6回まちづくり勉強会（景観誘導ガイドラインについて意見交換）
平成29年 1月	第7回まちづくり勉強会（景観誘導ガイドラインについて意見交換）
3月	第8回まちづくり勉強会（景観誘導ガイドラインについて意見交換）
5月	第9回まちづくり勉強会（まちづくり協議会設立について意見交換）
6月	第10回まちづくり勉強会（通り名称について意見交換）
6月	西中洲地区景観誘導ガイドライン～天神ビッグバンの奥座敷～を周知
6月	西中洲地区景観誘導ガイドライン～天神ビッグバンの奥座敷～を策定
7月	第11回まちづくり勉強会（通り名称について意見交換）
8月	西中洲地区まちづくり協議会を設立
9月	西中洲地区まちづくりワークショップを開催（4回開催）
11月	第12回まちづくり勉強会（特定まちづくりルールについて意見交換）
平成30年 1月	第13回まちづくり勉強会（特定まちづくりルールについて意見交換）
7月	第14回まちづくり勉強会（特定まちづくりルールについて意見交換）
8月	地域まちづくり協議会にて地域まちづくり計画を決定
9月	地域まちづくり協議会を地域に周知
10月	福岡市に地域まちづくり計画の登録を申請
10月	地域まちづくり計画の登録、福岡市ホームページにて公表

協議行為等の様式

西中洲校区街づくり計画様式 ①	．．．．．	P17
様式① 別紙	．．．．．	P18
福岡市地域まちづくり推進要綱取扱要領様式 10 号	．．．．．	P19
福岡市地域まちづくり推進要綱取扱要領様式 11 号	．．．．．	P20

※どの様式をいつ使用するかは、事前協議の流れ（P15～P16 ページ）をご確認ください。

協議対象行為協議書

年 月 日

西中洲地区街づくり協議会

代表者 様

事業者名

事業者名	住所		
	氏名		
	連絡先		
敷地の概要	地名地番		
	用途地域		
	その他地域地区		
協議対象行為	工事種別 (いずれかに○)	1. 新築 2. 増築 3. 改築 4. 移転 5. 建物用途の変更 6. 建築物や外構の修繕	7. 工作物の築造 8. 屋外広告物の設置 9. 工作物の変更・改造 10. 屋外広告物の変更・改造 11. その他 ()
	建物用途		
	実施予定時期	年 月 着工予定	
建築計画の概要	高さ	m	
	階数		
	構造		
	敷地面積		
	建築面積		
	延床面積		
	建ぺい率		基準建ぺい率
容積率		基準容積率	
備考			

※工事種別が7～10の協議対象行為は、「建築計画の概要」の記入は不要です。

※基本設計の内容を記載のうえ、本様式の提出をお願いいたします。

※特定まちづくりルールに対する配慮事項(様式①別紙)及び位置図、配置図、平面図、立面図を添付して下さい。

■特定まちづくりルールに対する配慮事項

各項目について、配慮したことを記入してください。

特定まちづくりルール	記入欄
①民有地の舗装・床材	
②夜間の照明	
③看板・植栽	
④室外機・自動販売機・ゴミ箱・ 駐車場・駐輪場等の修景	
⑤建物壁面等の位置	
⑥建物の外装： 建物正面の景観	
⑦建物の外装： 裏側・横側・2階部分の景観配慮	
⑧人だまりの確保	
⑨通り抜け通路	
⑩公園・河川を活かす	
その他の取組み	

協議対象行為協議結果報告書

年 月 日

福岡市長

事業者名

事業者住所・氏名	住所			
	氏名		連絡先	
設計者住所・氏名	住所			
	氏名		連絡先	
地域まちづくり協議会の名称				
地域まちづくり計画の名称				
特定まちづくりルール				
協議対象行為				
建築計画の概要				
特定まちづくりルール に対する配慮事項				
協議結果	協議日時		応対者	
	特定まちづくりルール適合の有無		適合 ・ 不適合	
	協議会の意見			
	協議会の意見を踏 まえた対応			

※特定まちづくりルール及び協議対象行為は、地域まちづくり計画に記載されている内容をご記入下さい。

※建築計画の概要は、建物や工作物などの規模や事業スケジュールなどをご記入下さい。

※位置図、配置図、平面図、立面図を添付して下さい。

協議結果報告書

年 月 日

福岡市長

西中州地区街づくり協議会
代表者名

地域まちづくり協議会の名称			
地域まちづくり計画の名称			
事業者住所・氏名	住所		
	氏名		連絡先
設計者住所・氏名	住所		
	氏名		連絡先
特定まちづくりルール			
協議対象行為			
協議結果	協議日時		応対者
	特定まちづくりルール適合の有無		適合 ・ 不適合
	協議会の意見		
	協議会の意見を踏まえた事業者の対応		

※特定まちづくりルール及び協議対象行為は、地域まちづくり計画に記載されている内容をご記入下さい。